

社内研修会

4月28日(火)、花びしホテル(函館市湯川町)「ライラック」の間で戸沼岩崎建設とエス・イ・函館、興伸工業の合同研修会を開催しました。佐々木経理部長の令和7年度決算報告と、戸沼社長の令和8年度経営方針の発表の後、令和8年度の統合マネジメントシステムについてISO管理責任者の木村常務から説明がありました。

次に、澤田土木部長と奥山建築課長、伊藤総務課長が、土木部と建築部、オフィス部門(総務・営業・経理)の実施計画の令和7年度総括と令和8年度目標について発表があり、総務部の笹原さんからは「ワーク・ライフ・バランス」における取り組みについて説明がありました。



昼食休憩後、興伸工業の職員が加わり社内表彰が行われ、安全運転者表彰(無事故無違反10年以上)では戸沼岩崎建設13人、興伸工業3人、エス・イ・函館1人が、優秀工事等の表彰では垣田土木係長、工藤土木課長、富吉土木課長、

吉元土木課長が、坂尻土木係長は優秀工事等と資格取得で社長賞を受賞しました。

社内表彰の後は、渡島総合振興局東部森林室森林整備課の山越元(はじめ)主幹にヒグマ被害防止対策についての講演していただきました。山越主幹は、業務中の自らのヒグマとの遭遇体験を交え、ヒグマ対策動画の視聴やヒグマ対策グッズの使用上の留意点にもふれながら分かりやすく実践的に話されました。

山越主幹のご講演の後、鶴谷営業課長からの土木・建築の公共工事やNF・下請け工事、建築民間工事の「顧客満足の分析」についての報告があり、最後に土木部の伊達さんは佐女川線開設工事について、吉田土木係長は新幹線渡島トンネル(台場山)工事について、村本土木課長は新幹線倶知安高架橋工事について、自らが経験・実践した工事状況等について発表しました。

「今日の学びは皆さんの実践の中で活かしてください」と戸沼社長が総括して社内研修会を終えました。



安全と衛生



向夏号

戸沼岩崎建設株式会社 発行

令和8年6月15日

<http://www.tonuma.com/>

第276号



全国安全週間



7月1日(水)から7日(木)の一週間、「全国安全週間」が行われます。今年のスローガンは「多様な人材 全員参加 みんなで育てる 安全職場」です。6月1日(月)から30日(火)は準備期間です。

今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまでの労働災害防止対策の努力により、労働災害は長期的には減少しています。近年、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。特に、高齢者を中心に転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し、また、墜落・転落などによる死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。労使一丸となった取り組みが求められています。

地域貢献活動



4月16日(木)、戸沼岩崎建設と興伸工業の16人が参加し、毎春恒例の函館工業高校グラウンドの整備と清掃のボランティアを実施しました。

ボランティア終了後、小野博道学校長より戸沼社長に感謝状が授与されました。



高齢者の労働災害防止のための指針

令和8年3月31日をもって、エイジフレンドリーガイドラインは廃止され、4月1日より新たに「高齢者の労働災害防止のための指針」が適用されました。

この指針は、改正労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者が安全に働き続けられる職場環境を整備するための法的根拠に基づく具体的な指針であり、事業者は安全衛生管理体制の整備、職場環境改善、健康・体力管理、安全衛生教育、労働者との協力が求められています。従来のガイドラインから法律に基づく大臣指針として格上げされ、事業者は高齢労働者の労働災害を防止するための措置を講じることが努力義務となりました。努力義務として位置づけられることで、法的拘束力は限定的ですが、実務上は必ず対応すべき事項とされています。対応を怠ると労災発生時の安全配慮義務違反として判断材料となる可能性があります。

◎安全衛生管理体制の確立…経営トップ自らが高齢者労働災害防止に取り組む姿勢を示し、担当者や組織を明確化して実施体制を整備すること。

◎職場環境の改善…身体機能の低下を補う設備・装置の導入や作業環境の改善を行い、高齢者が安全に作業できる環境を整えること。

◎高齢者の健康や体力の状況の把握…定期健康診断の確実な実施に加え、体力チェックを継続的に行い、個々の体力に応じた作業内容の見直しを行うこと。

◎高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

◎安全衛生教育…高齢者の特性に応じた安全教育や作業手順の周知を行い、労働者自身が安全意識を持って作業できるようにすること。

※詳細は、厚生労働省令和8年2月10日「高齢者の労働災害防止のための指針」公示第1号をご確認ください。

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症による死亡災害は、そのほとんどが初期症状の放置・対応の遅れ等により重篤化しています。昨年6月1日より、熱中症のおそれのある労働者を早期に発見し、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送等を迅速につなげられるよう事業場ごとの報告体制の整備、これらの作業手順の作成、労働者への周知等が罰則付きで義務化されました。

対象となるのは、WBGT28度以上または気温31度以上の場所において継続して1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業です。7月1日～31日は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。

厚生労働省の「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等を活用してしっかり取り組んでまいりましょう。